

学ぼう権利！使おう権利！④

～年次有給休暇って？～

権利とは、「自分の意志で自由に行ったり要求したりすることのできる資格」です。私たちの権利をしっかり行使していくよう、ぼくたちと一緒に考えていきましょう。

けん！



りこ！



うし！
だよ



年次有給休暇（年休）って、どんな休暇なの？

働く人たちが文化的な生活、人たるに値する生活の実現のために、毎年、有給で一定の日数を休暇として保障している。教職員は1年ごとに20日認められている。常勤教職員は任用期間に応じて、非常勤教職員は勤務日数に応じて年休の日数が決められている。

どうすると年休は取ることができるの？

教職員が年休権を請求した日（時季）に取ることができる。管理職が拒否したり、勝手に別の日に変更したりすることはできない。管理職には、「事業の正常な運営を妨げる場合」のみ、他の日（時季）への変更が認められているだけだから、年休そのものに管理職の承認は入らない。年休を何のために使うかも、教職員の自由。使用目的によって年休を認めないことも許されていない。

みんな忙しくて、休むと迷惑かけると思うことがあるって聞くけど…

県教委は「計画的な休暇取得の促進」を管理職は教職員に勧めるよう、通知を出している。年休を取りやすいように、教職員の仕事状況を把握して調整することも示している。教職員がしっかり休みを取って健康であれば、よりよい仕事ができると考えているんだって。

子どもたちにとっても、うれしいことだウッシ。職場みんなが休みたい時に休めるように、みんなで行使していくウッシ！

